

■ 問合せ あわら市消費者センター（生活環境課内）
☎ 73-8017

最近、インターネットやスマホを利用した消費者トラブルが増えています。

消費者センターでは、トラブル解決のお手伝いをします。契約前の相談や情報提供も大歓迎です。なお、個人間の売買や事業者からの相談、労働相談などは消費者センターでは対応できませんが、ご不明な場合は、気軽にご相談ください。

市には、こんな相談が寄せられています

- ・利用した覚えのないところから、「有料サイトの未納料金が発生しています。本日中に連絡が無い場合は、法的手段に移行します」というSMS（ショートメッセージ）が届いた。
- ・インターネット通販でお試し価格で健康食品を契約したら、定期購入だった。さらに代金を請求された。
- ・「簡単に儲かる」という情報商材を高額な代金を支払って契約したが、全く儲からない。
- ・未成年の子供がオンラインゲームで高額な課金をしていた。 など

●その他の相談

- ・訪問してきた業者に強引に商品を勧められて契約してしまった。
- ・見積無料の広告を見て水道の水漏れを見てもらったが、別途調査費用を請求され、さらに高額な修理が必要と言われた。
- ・注文した覚えのない商品が届いた。
- ・購入した商品が不良品だった。 など



消費者トラブルをはじめとする、消費生活に関する情報を地域や団体の集まり、各種イベントなどに相談員が出向いて分かりやすくお話しする講座も開催しています。費用は無料です。詳しくは、消費者センターまでご連絡ください。

あわら市消費者センター（生活環境課内）

相談時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
相談は来訪や電話、FAX、メールで受け付けています。予約は必要ありません。
連絡先 消費者センター：☎ 73-8017 FAX 73-5688 ✉ seikatsu@city.awara.lg.jp
消費者ホットライン：☎ 188（イヤヤ！と覚えてね）

消費者ホットラインは、最寄りの消費生活相談窓口につながる全国共通の電話番号です。土日祝は、福井県消費生活センターや国民生活センターにつながります。

多重債務者無料相談会を開催します

借金の返済で困っている人など、多重債務者を対象とする無料相談会を開催します。専門家が相談に対応します。相談内容は秘密を厳守しますのでご安心ください。きちんとした手続きをとれば多重債務は必ず解決できます。一人で悩まず、ご相談ください。

とき 12月1日（水）14時～16時（1人約30分）
ところ 消費者センター 相談室（市役所1階）
対象 市内在住の人
申込み 【期限】11月29日（月）
問合せ 消費者センター（生活環境課内）☎ 73-8017

毎月第2、4金曜日13時30分から16時まで、セントピアあわらで、出張相談会を開催しています。こちら予約不要です。



■ 問合せ 健康長寿課 ☎ 73-8022

誰もが、認知症になる可能性があり、また介護者として認知症に関わる可能性があります。認知症の人や、その家族を地域で見守り支援していきましょう。

● 介護者へ

認知症で一人歩きのおそれがある場合は、事前に登録して、周囲のサポートを受けるようにしましょう。

申請方法

事前登録書に必要事項を記入の上、写真（正面・全身）を添えて健康長寿課に提出してください。

どこシル伝言板利用料：無料（見守りシール50枚分）
※ただし、見守りシールを追加で注文する場合は、別途シール代（4,290円/50枚）をご負担ください。

● 地域企業へ

協力事業者の登録をしませんか。行方不明時には目撃情報が重要で、行方不明者が家族のもとに戻る手掛かりとなります。認知症の人を地域で見守っていくお手伝いをお願いします。

登録方法

協力事業者申請書に必要事項を記入の上、健康長寿課まで提出してください。随時「あわら市安心生活見守り活動に関する協定」を締結し、協力事業者の証となるステッカーを配布します。

● 地域住民へ

QRコードが印字された見守りシールを貼った高齢者を見かけたら、道に迷ったり、家に帰られなくなっている可能性があります。優しく声をかけ、お持ちの携帯電話などでQRコードを読み取ってください。家族が探している場合「どこシル伝言板」を通じて連絡をとることができます。なお、発見者や家族の個人情報伝わることはありません。

「あわら市安心生活ネットワーク」をご存じですか？
（どこシル伝言板）
認知症で行方不明になるおそれがある人の名前や特徴、写真などをあらかじめ登録。いざというときに、警察や協力事業者など市内外の関係機関に速やかに情報提供を行い、早期発見や保護につながることで、見守り、声掛けが必要な人の手助けになります。



家族介護者交流事業（元気回復事業）

要介護者を介護する家族を日常の介護から一時的に開放し、長期介護による心労をいやすとともに、介護する方同士の交流を図るために、日帰り旅行、研修などを行います。講師をお招きしてお話を聞いたり、保健師などによる健康チェック、参加者同士のおしゃべりなどの時間があります。



- 対象者 …… 要介護認定（要支援認定）を受けている人を介護している家族
- 参加費 …… 原則無料（飲食などが伴う場合は実費負担あり）
- 申込み …… あわら市社会福祉協議会 ☎ 73-2253